

令和元年（2019年）5月31日

各位

札幌市
国立大学法人北海道大学
公立大学法人札幌市立大学
株式会社北洋銀行

札幌市・北海道大学・札幌市立大学・北洋銀行の連携による 外国人観光客向けお土産品開発への一貫支援について

札幌市、北海道大学及び北洋銀行は、インバウンド消費を通じた外需獲得や市内産業の活性化につなげるため、平成29年度から産学官金連携による新たな札幌のお土産品開発支援に取り組んでいます。本連携では、札幌市の「観光商材開発支援事業（補助金）」の公募を経て決定した事業者に対して、商品開発にかかる経費補助に加え、連携機関による専門的サポートを提供しております。具体的には、北洋銀行が提供するお取引先向け支援「専門家による商品開発アドバイス」や、北海道大学での外国人留学生アンケートイベント（商品展示・試食会）による商品開発力強化を実施しております。さらに、関東圏・全国への販路開拓を視野に入れ、開発された商品の展示会出展を支援します。

今年度は、「デザイン」を通じて地域貢献に取り組んでいる札幌市立大学が新たに加わり、商品パッケージデザイン支援などを強化し、四者連携により、経費補助から商品開発、販路拡大に至るまで一貫した支援をさらに発展させていきます。

6月19日(水)には『インバウンド需要をつかむ！お土産開発』セミナーを開催します。本セミナーでは、専門家による最新のインバウンド消費動向や、札幌市立大学教員による商品パッケージデザインについての講演のほか、平成30年度採択事業者による体験談を交え、6月3日(月)から公募を開始する「観光商材開発支援事業」の事業説明を行います。

【実施予定の事業】

- 1 『インバウンド需要をつかむ！お土産開発』セミナー（開催6月19日(水)）（別紙1）
 - 2 札幌市「観光商材開発支援事業」公募（期間6月3日(月)～6月28日(金)）（別紙2）
※補助金概要 ～ 外国人観光客をターゲットとした新たな札幌のお土産品の開発にかかる経費を補助。
補助額：上限100万円（補助率1/2） 7月の審査委員会を経て補助事業者を決定。
- <以下、補助事業者向け支援>
- 3 専門家による商品開発アドバイス・デザイン開発支援（開発期間中に実施予定）
 - 4 外国人留学生アンケートイベント（10月～11月に北海道大学にて開催予定）
 - 5 展示会出展による販路開拓（2月に関東圏にて実施予定）

以上

～『新商品』にインバウンドの観点を！～

札幌市「観光商材開発支援事業」説明会

『インバウンド需要をつかむ！ お土産開発』セミナー

北海道における外国人宿泊者数及び観光客数は拡大を続け、インバウンドビジネスはますます重要な取り組みとなっています。

札幌市は、北海道大学、札幌市立大学、北洋銀行と連携し、外国人観光客向け商品開発に対する支援を行っており、本セミナーでは、最新のインバウンド消費動向やお土産品開発事例などについて、専門家の解説、企業の体験談を交え、ご紹介いたします。

<開催概要>

【日時】 令和元年6月19日(水) 14:00～16:30 (開場 13:30)

【場所】 北洋大通センター4階セミナーホール(札幌市中央区大通西3丁目7)

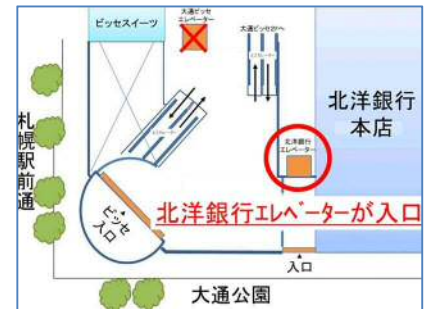
※駐車場には限りがありますので、公共交通機関にてお越しください。

【対象】 外国人観光客をターゲットにした商品の
企画・開発を検討する中小企業、関連団体等

【定員】 100名(先着順・参加無料)

【主催】 札幌市

【協力】 北海道大学、札幌市立大学、北洋銀行



<内容>

①「おもわず買いたくなるような お土産を作ろう」

講師：ジャパンショッピングツーリズム協会 事業企画部長 吉川廣司 氏

②『『デザイン』の考え方 -パッケージデザインへの応用-』

講師：札幌市立大学 デザイン学部助教 矢久保空遥 氏

③商品開発事例「北大がゴメ昆布を使用したインバウンド向けのオーガニックキャンディーの開発」

(平成30年度採択案件)

講師：株式会社アイ・ティ・エス 代表取締役副社長 下川紘資 氏

④札幌市「外国人観光客向け商品開発支援」のご紹介(補助金、その他支援)

説明：札幌市 経済観光局 国際経済戦略室 経済戦略推進課

(切り離し不要)

札幌市 経済戦略推進課 宛

参加申込書

【送付先】 FAX: 011-218-5130 / Email: omiyage@city.sapporo.jp

【締切】 6月12日(水)

企業・団体名	TEL :
	Email :
参加者 役職 (代表) 氏名	参加者 役職 氏名

※本申込書への記載内容は、本事業の運営にのみ利用させていただきます。

お申込み・お問合せ：札幌市 経済観光局 国際経済戦略室 経済戦略推進課

担当・丹羽

TEL: 011-211-2481

令和元年度 札幌市「観光商材開発支援事業」

補助金のご案内



外国人観光客向けの
新たな『札幌のお土産』
開発を応援します！

狙ってみよう、
インバウンド市場！



事業概要

外国人観光客への販売を目的として、札幌の魅力を盛り込んだ商品（食品、雑貨・工芸品、土産品等）を開発する取組に対し、経費補助をはじめ、商品開発や販路開拓まで幅広く支援します。

対象者

新商品を製造する市内中小企業
新商品を企画・販売する市内企業（製造委託先は道内中小企業）
※詳細は、募集要領をご参照ください。

補助額

上限 100 万円（補助率 1/2）

補助対象経費

製造費、機器費、検査・認証費、
マーケティング活動費、旅費等

補助件数

7 社程度



Point!

<商品開発>

- 外国人留学生によるアンケート
- 専門家によるアドバイス

<販路開拓>

- 展示会への共同出展

締切

6月28日(金) 17時必着

スケジュール

7月中旬 審査会
7月下旬 補助事業者決定

▼
2月末日 補助事業完了・精算

募集の詳細、過去の採択事例などは、札幌市 HP からご覧ください。

札幌市 観光商材

検索



お問合せ先

札幌市 経済観光局 国際経済戦略室 経済戦略推進課

（担当：丹羽、佐藤）

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所 15 階）

TEL : 0 1 1 - 2 1 1 - 2 4 8 1

FAX : 011-218-5130 Email : omiyage@city.sapporo.jp

2019年度 札幌市観光商材開発支援補助金 募集要領

「外国人観光客」向けの新たな「札幌のお土産」の開発を支援します！

申請期限

2019年6月28日(金) 17時必着！

対象

- ・外国人観光客をターゲットにした新商品を製造する市内中小企業
- ・企画、販売する市内企業(製造委託先は道内中小企業)

1. 事業目的

札幌市内企業の「外国人観光客向け商品開発」に係る経費の一部を補助することにより、インバウンド消費の拡大を促し、市内企業の販路拡大等につなげることを目的とします。

2. 「観光商材の開発」とは

本事業においては、主に外国人観光客への販売を目的として、商品(食品、雑貨・工芸品、土産品等)の開発を行うことを、「観光商材の開発」と定義しています。

○具体的な商品イメージ ※分野・品目は問いません。

～嗜好性、宗教、賞味期限・品質などに着目した食品等

～地域性・特色を魅力的にデザインや機能に表した雑貨、工芸品、その他

3. 事業内容

札幌の魅力盛り込んだ「観光商材の開発」を行い、流通させる事業に対して、補助金を交付します。

補助金額上限

100万円

(補助対象経費の1/2以内)

交付予定件数

7件程度

(総額700万円の予算範囲内で補助金交付を決定)

補助対象経費

事業実施のためにかかった(1)～(6)までの経費の合計(消費税抜き)	
区分	具体的内容
(1) 製造費	観光商材の開発(試作及び本生産)に必要な原材料・資材購入費、製造委託費、デザイン費、開発コンサルタント経費、技術指導費等
(2) 機器費	観光商材の開発に必要な機器の購入費、リース費等(上限40万円)
(3) 検査・認証費	観光商材の開発に必要な成分検査費、認証取得費、商標登録費等
(4) マーケティング活動費	外国人観光客向けのマーケティング活動に必要なパンフレット製作費、ウェブサイト構築費、翻訳・通訳費、展示会・物産展等出展費、流通・販売に係るコンサルタント経費等
(5) 旅費	観光商材の開発及びマーケティング活動に必要な旅費(従業員出張費、コンサルタント招聘費等)
(6) その他市長が適当と認める経費	
※補助事業者従業員の人件費は補助対象経費から除外すること。 ※(1)の本生産に必要な原材料・資材購入費は、補助金交付対象期間に売り上げた分までを対象とする。 ※(4)及び(5)の補助対象経費申請額の合計額は補助対象経費申請額(総額)の2分の1未満とすること。	

スケジュール

【2019年】

6月3日(月)	募集開始
6月28日(金)17:00まで	応募受付 締切
7月中旬	審査委員会 開催
7月下旬	補助金交付 決定 ⇒ 補助金事業開始

4. 補助対象の要件

下記(1)、(2)のいずれかに該当し、(3)以降の要件を満たす事業者であることが必要です。

- (1) 札幌市内に本社(本所)を有する*¹観光商材の製造者となる中小企業*²。
- (2) 札幌市内に本社(本所)を有する、観光商材の企画・販売者となる企業(大企業を含む)。
ただし、企画・販売者は北海道内に本社(本所)を有する中小企業に対して観光商材を委託製造させなくてはならない。
*¹本社(本所)とは、経営上の中心となる事業所であり、必ずしも登記上の本店であることを要しないが、その事業所に常勤取締役が配置されていることを要件とする。
*²中小企業とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に基づく中小企業者に該当する事業者とする。
- (3) 補助対象商品の開発を、自社及び他企業による前年度からの継続の取り組みとしていない。
- (4) 関連性が極めて密接である事業者による類似事業の複数の応募となっていない。関連性が極めて密接である事業者とは、グループ企業、代表者が同一である事業者、工場が同一である事業者等のことをいう。
- (5) 法人市民税を滞納していない。
- (6) 反社会的勢力との関係を有していない。

なお、「観光商材開発支援補助金交付要綱」(以下、「要綱」という。)に準じて事業を実施できる事業者であることが必要です。

要綱は次の場所で配布しているほか、以下ウェブサイトからも入手できます。

札幌市 経済観光局 国際経済戦略室 経済戦略推進課

(札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所15F 北側)

URL: <http://www.city.sapporo.jp/keizai/tradeinfo/kankoshozai/kankoshozai.html>

5. 申請方法

交付申請

交付申請の締め切りは、**2019年6月28日(金)17:00必着**です。

交付申請書類に必要事項を記入の上、下記あて先までご提出ください。(郵送または持参)

札幌市 経済観光局 国際経済戦略室 経済戦略推進課
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目(本庁舎15階)
電話: (011) 211-2481 (平日9:00~12:00 / 13:00~17:00)
FAX: (011) 218-5130 電子メール: omiyage@city.sapporo.jp
担当: 丹羽、佐藤

なお、「事業計画書(様式1)」の電子ファイルを電子メールに添付し、「omiyage@city.sapporo.jp」あてにご送付ください。(添付ファイルサイズは4Mbyte未満となるようにお願いします。)

交付申請書類

要綱及び交付申請書類は次の場所で配布しているほか、札幌市ウェブサイトからも入手できます。

配布場所：交付申請先と同じ

札幌市ウェブサイト

URL: <http://www.city.sapporo.jp/keizai/tradeinfo/kankoshozai/kankoshozai.html>

- (1) 補助金交付申請書(様式1)
 - (2) 事業計画書(様式1)
 - (3) 誓約書(様式1)
 - (4) 申請者の事業要覧、前会計年度の決算書の写し(直近単年度)
 - (5) 申請者の商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書、3ヶ月以内に取得したもの)
 - (6) 申請者の直近の法人市民税の納税証明書(原本)
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、札幌市長が必要と認める書類
- ※(7)については状況に応じてご提出をお願いする場合があります。

6. 補助事業者の決定

書類審査

交付申請書類の確認と、プロジェクト内容の審査を行います。

※書類審査の結果、下記の審査委員会に申請者として参加いただけない場合があります。

審査委員会

7月中旬に開催予定の審査委員会において、別途指定する形式により申請者によるプレゼンテーションを行っていただき、審査委員による審査を行います。(審査委員会の日時は、事前に申請者へ通知します。)

審査委員会における主な審査基準は下記のとおりです。

- ・プロジェクトの策定力
～「マーケティング分析」「訪日客への訴求力」「地域性(札幌らしさ)」が反映されているか。
- ・プロジェクトの実現性
～内容・体制・スケジュール・目標設定等が現実的な計画となっているか。

重要!

特に「地域性」について、札幌のお土産品として、『札幌らしさ、地域の特色・魅力、ストーリー性』に優れているものには加点をします。

例:

「大通公園」、「夜景」
など札幌の観光資源を
取り入れた商品

「北海道大学」などとコラボし、
地域の文化的・技術的要素を
反映させた商品

札幌独自の素材・特産
品を生かした商品

補助事業者決定

審査委員会における審査結果をもとに札幌市長が補助金の交付・不交付を決定し、補助金交付・不交付決定通知書を7月下旬に申請担当者あてに発送します。

7. 事業の実施と報告

事業の実施

補助金交付決定通知後、申請された事業計画に沿って、補助事業を実施いただきます。

※補助金交付決定通知前に発生した費用については、補助金の交付を受けることができません。

また、事業実施期間(補助金交付決定日～翌年2月末日以前)内に契約・納品(サービス提供含む)・

請求・資金移動が伴う支払が完了する経費である必要があります。

※当初の事業計画の変更が必要な場合は、事業計画等変更申請書を提出の上、承認を受けてください。

事業の報告

【2020年】

2月28日(金) 17:00まで 実績報告書1及び事業実績書1を提出
※2020年2月までの補助事業に対する事業実績報告

補助金額確定・補助金交付

【2021年】

4月5日(月) 17:00 まで 実績2及び事業実績書2を提出
※2020年3月～2021年3月(13ヵ報告書月分)の状況を加えた経過報告

補助金交付額の決定

実績報告書1に従って補助交付額が決定され、補助金が交付されます。

※当初の事業計画と実績が異なる場合には、補助金の交付を受けることができない場合、または減額される場合があります。

8. 注意事項

- (1) 提出された申請に関する情報、その他、本事業を通して提供された情報は、審査委員会の運営を含む本事業の実施に必要な範囲だけで利用し、その他の目的で利用することはありません。
- (2) 本事業の実績の周知を目的として、補助事業者の企業概要、プロジェクト名、プロジェクト概要を公表します。その他の情報については、統計的に処理し、統計資料として公表する場合があります。
- (3) 交付申請書類の内容の確認のために、電話等によるヒアリングを行う場合があります。なお、交付申請書類の返却は行いませんので、予めご了承ください。
- (4) 補助事業者が下記の各項目のいずれかに該当する場合は、補助金交付決定の取り消し、補助金交付額の減額、又は既に交付した補助金の返還命令が発生する場合があります。

- ① 補助金申請又は補助事業において、虚偽の申請、報告その他不正な行為があったとき。
- ② 法令若しくは要綱又は要綱に基づく決定内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- ③ 補助金の交付対象期間中において、補助事業と同一の事業活動において他の助成制度(補助金、委託費等)による財政的支援を受けたとき。
- ④ 前各項目のほか、特に札幌市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

- (5) 本事業は要綱に準じて実施されるため、要綱の内容も必ずご確認ください。本要領に記載のない事柄がある場合または要綱と本要領の間にそごがある場合には、要綱の内容が適用されます。

9. 本事業に関するお問い合わせ先

札幌市 経済観光局 国際経済戦略室 経済戦略推進課
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目(本庁舎15階)
電話: (011) 211-2481 (平日9:00～12:00 / 13:00～17:00)
FAX: (011) 218-5130 電子メール: omiyage@city.sapporo.jp
担当: 丹羽、佐藤